

事務連絡  
令和6年10月8日

各 都道府県・市区町村 保育主管部（局）

こども家庭庁成育局保育政策課

就労証明書（標準的な様式・R6改訂版）の活用状況及び電子申請への対応状況  
に関する調査について（依頼）

平素より子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

先般、「就労証明書の標準的な様式について（周知）」（令和6年7月19日付け事務連絡）において就労証明書の標準的な様式の改訂版（以下単に「標準的な様式」という。）についてお示しし、原則としてこの標準的な様式を令和7年4月入所分（令和6年10月頃）から使用していただくようお願いをしたところです。

については、令和6年10月1日時点の各市区町村における上記標準的な様式の活用状況等を調査させていただきたく、依頼をするものです。

## 記

### 1 調査要領

各都道府県保育主管課は、管内の各市町村保育主管課に対して、下記 URL から回答するよう周知徹底を図ること。

URL：<https://forms.office.com/r/dKSdclpWfN>

### 2 報告期限

令和6年10月28日（月）18時

### 3 調査結果の公表について

- 「標準的な様式（R6改訂版）の活用状況一覧」（仮）
- 「行政手続のオンライン化への対応状況一覧」（仮）
- 「就労証明書における押印を不要としている市町村一覧」（仮）

として結果を取りまとめ、市区町村別でこども家庭庁ホームページに掲載し、就労証明書を作成する企業等事業者に向けて情報提供する予定です。

#### 4 その他

- 令和6年6月28日付事務連絡添付の「追加的記載項目」の活用状況に関する調査結果一覧において、「本人が申告すべき情報」として整理した項目については、ぴったりサービス上にある「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」を流用し自治体独自の様式を作成することにより、本人申告の項目を設けるなどの御対応をお願いいたします。
- 移行が間に合わず旧様式を使用している自治体におかれましては、証明の内容に相違がない場合には、標準的な様式で保護者が提出をしてきた場合において、特別な理由がない場合は可能な限り受領するようお願いいたします。

別添資料 「就労証明書の標準的な様式について（周知）」（令和6年7月19日事務連絡）

○本件についての問合せ先 こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係 TEL：03-6858-0058
---

事務連絡

令和6年7月19日

各 都道府県 保育主管部（局）  
市区町村

こども家庭庁成育局保育政策課

就労証明書の標準的な様式について（周知）

平素より子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

就労証明書の標準的な様式については、「就労証明書（標準的な様式）の「追加的記載項目欄」の活用状況に関する調査について（報告）」（令和6年6月28日事務連絡）において方針をお示ししていたところです。

今般、令和7年度の利用調整事務より使用していただく就労証明書（標準的な様式）を、別添のとおりお示いたします。令和7年度以降は、ぴったりサービス（マイナポータル）（令和6年7月30日（火）よりダウンロード可能）によるオンライン提出を受け付ける場合や、紙による提出を受け付ける場合を含め、お示した標準的な様式を使用していただくようお願いいたします。

ただし、令和7年度の利用調整事務より使用することができない場合には、準備が整い次第、使用を開始していただくようお願いいたします。

また、今般、調査結果をもとに追加した項目は別紙「追加項目の標準化について」のとおりです。

さらに、今後、令和7年4月入所分に間に合うよう、令和6年10月頃に標準的な様式の原則使用についての法令上の措置を行うこととしておりますので、ご承知おき下さい。

以上

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

TEL：03-6858-0058